

刈谷市歴史博物館等資料購入要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、刈谷市歴史博物館及び刈谷市郷土資料館（以下「歴史博物館等」という。）の資料としての考古資料、文書、典籍、民俗資料、美術工芸品等の歴史に関する資料（以下「文化財資料」という。）の購入に当たって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項に定める随意契約の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選定基準）

第 2 条 随意契約による選定及び購入をする文化財資料は、市長が別で定める資料収集方針に基づく資料のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）歴史的価値又は文化的価値が高いと認められるもの
- （2）文化財保護事業の振興のために必要であると認められるもの
- （3）歴史博物館等において実施する展示に必要であると認められるもの
- （4）市長が文化財資料として収集することを適当と認めたもの

（選定調書）

第 3 条 市長は、随意契約による文化財資料の選定及び購入（以下「文化財資料の選定等」という。）をしようとするときは、当該文化財資料について前条の基準を満たしているか否か等の調査を行い、選定調書を作成するものとする。

（資料購入検討委員会）

第 4 条 前条の規定に基づき文化財資料の選定等をするときは、その適否を審査するため、資料購入検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、3 人以上の委員で構成する。ただし、文化財資料の選定等の対象となる資料に係る利害関係者は委員となることができない。

3 委員会の委員は、文化財資料の種別等を考慮し刈谷市歴史博物館条例（平成 30 年条例第 13 号）第 6 条に規定する協議会の会長の意見を考

慮し、市長がその都度委嘱する。

4 前2項に定めるもののほか、会議に関する事項は、刈谷市歴史博物館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第3号）第13条の規定を準用する。

（委員会設置の特例）

第5条 前条の規定にかかわらず、当該文化財資料の購入予定単価が50万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以下の場合において、市長は、委員会の設置を省略することができる。

（報告）

第6条 市長が文化財資料の選定等を行った場合は、協議会に報告しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。